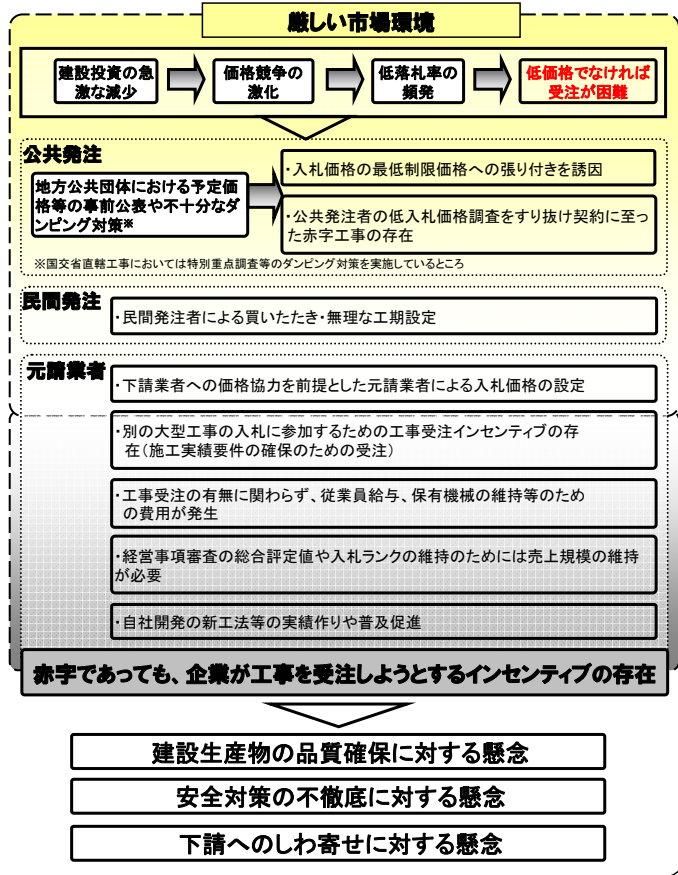


# 低価格受注問題検討委員会報告 概要

## ～下請業者等へのしわ寄せの排除のためのさらなる対応～

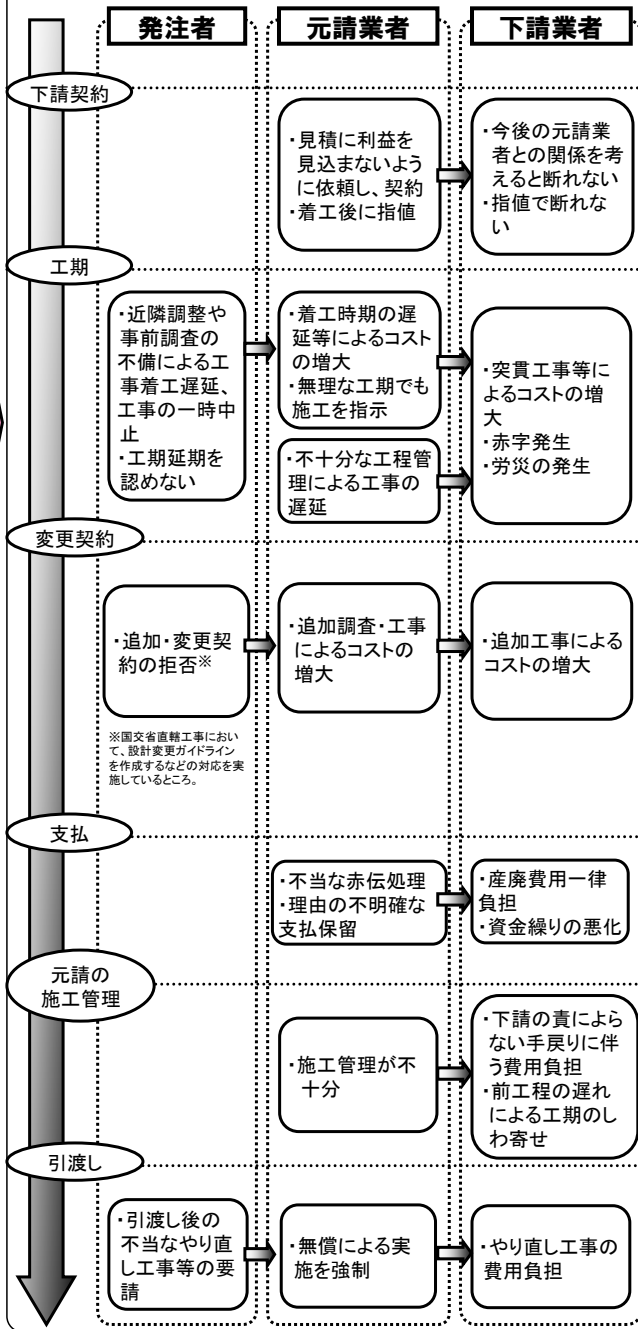
### I. 低価格受注の背景と低価格受注がもたらす影響



### 国土交通省の対策

- 低入札価格調査対象工事を中心とした緊急立入調査の実施(平成18年4月)
- 国土交通省直轄工事に対する「緊急公共工事品質確保対策」(平成18年12月)
  - ・総合評価方式の拡充(施工体制確認型)
  - ・特別重点調査
- 建設業法令遵守推進本部の設置(平成19年4月)
- 駆け込みホットラインの創設(平成19年4月)
- 建設業法令遵守ガイドラインの策定(平成19年6月)

### II. 下請業者等へのしわ寄せの実態の例



### III. 下請業者等へのしわ寄せ排除のためのさらなる対応

#### 1. 法令違反行為の明確化・周知

- (1) 工期面でのしわ寄せ等の法令違反行為を明確化するための建設業法令遵守ガイドラインの拡充・改訂
- (2) 下請不適正取引未然防止を図るための、建設業法令遵守ガイドラインの周知

#### 2. 法令違反行為に係る端緒情報の収集機能の強化

- (1) 調査対象業者数・対象範囲の拡大、主として下請業者の立場で回答を求める方法の導入、発注者の不適正行為に対する情報収集の強化等下請取引に関する書面調査の見直し
- (2) 駆け込みホットラインのさらなる周知

#### 3. 立入検査の強化・充実

- (1) 最下層の下請業者から順に調べていくような調査等立入検査の実施方法の見直し
- (2) 「買いたたき」排除のための立入検査項目の拡充
- (3) 立入検査を担当する職員の建設業経理等に関する能力向上のための研修等の実施
- (4) 合同立入検査の拡充等関係省庁との連携の強化

#### 4. 法令違反行為に対する対応の強化

- (1) 悪質性の高い不当な下請取引に関する公正取引委員会に対する措置請求
- (2) 公正取引委員会に対する措置請求の対象とならない不当な下請取引に対する建設業法に基づく監督処分
- (3) (1)、(2)以外の不当な下請取引に対する建設業法に基づく是正勧告・警告、及び公表
- (4) 監督処分・是正勧告後のフォローアップ調査

#### 5. 下請業者等が講じておくべき対応の周知・徹底

- (1) 会計帳簿等、下請工事の施工等に関する入出金等の記録・保存
- (2) 契約外追加工事等の価格交渉等に関する時機を逸さない対応
- (3) 建設業者等が自ら行うべき対応に関し行政が周知・徹底

#### 6. 発注者への対応

- (1) 発注者向けのガイドラインの策定等法律上問題となる具体的行為の明確化・周知
- (2) 発注者の悪質な行為に対する勧告等対応策の検討
- (3) 予定価格事前公表の見直し等公共発注者におけるダンピング対策の充実に対する要請